

平成30年9月25日

第15回村上市農業委員会会議録

第15回村上市農業委員会定例会を平成30年9月25日午前9時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

2番	阿部正一	3番	増田嘉美
4番	加藤孝平	5番	石山章
6番	遠山久夫	7番	池田千秋
8番	本間サヨ子	9番	中山和衛
10番	遠藤俊樹	11番	齋藤博
12番	佐藤健吉	13番	齋藤文夫
14番	板垣栄一	15番	稲葉浩之
16番	菅原隆雄	17番	大野章
18番	村山美恵子	19番	船山寛
20番	本間裕一		

1. 欠席委員は次のとおりである。

1番 鈴木いせ子

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

議案第6号 平成31年度農業施策等に関する意見書（案）について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 鈴木美宝

事務局次長 小川良和

事務局副参事 佐藤俊一

事務局係長 園部和枝

1. 午前9時00分 事務局長（鈴木美宝君） 皆様、おはようございます。定刻よりちょっと早いのですが、皆様、予定の方おそろいになりましたので、ただいまから第15回村上市農業委員会定例総

会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員をご報告いたします。本日、1番議席の鈴木いせ子委員が議会のため、欠席となっております。よって、出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶お願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、皆様方のほうに名刺をお配りしております。こちら事務費のほうで、皆様のご了解を得ないでつくらせていただきました。とりあえず20枚ずつお配りしておりますので、これからの推進の活動にご利用いただければと思います。足りない方、こちらのほうでまた作成いたしますので、お声がけしていただければありがたいです。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第15回村上市農業委員会定例総会議事録署名人については、議席番号17番、大野委員、議席番号18番、村山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 改めておはようございます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

今月は、使用貸借1件、贈与2件、売買1件、合計4件について説明します。

まず、使用貸借1件について説明します。貸し人、村上市西興屋____番地、____、借り人、村上市西興屋____番地、____、土地の表示、西興屋字追片原____番、ほかもう一筆ありまして、合計2筆、現況地目、田、2筆合計が____平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容ですが、2年、これ2年にするのは、ほかの多くの契約とあわせるために2年の契約とします。

続きまして、贈与2件について説明します。番号2、譲渡人、兵庫県宝塚市中山五月台____丁目____番____号、____、譲受人、村上市柏尾____番地、____、土地の表示、柏尾字ミタ沢____、現況地目、____、地積____平米、契約の種別、所有権の移転、贈与です。田がほかに2筆、合計3

筆、畑がほかに5筆で、合計8筆の贈与です。8筆合計の面積が_____平米です。この案件は、_____さんが相続で所有することとなった農地を、遠くに住んでいて管理できないということで親戚の方への贈与をするものです。

続きまして、番号3の贈与の案件について説明します。譲渡人、村上市あけぼの____番地____、____、譲受人、村上市下新保____番地____、____、土地の表示、下新保字下夕村____番____、現況地目、____、地積____平米、契約の種別、所有権の移転、贈与、ほかに田が4筆、田の合計が5筆で、合計面積が_____平米。_____さんに関しては今のところ農地を持っておりませんが、_____さんのお父様がもう農業を始めておられて、____さんも兼業農家からスタートということで農業を始めるそうです。それについて、_____さんのおじさんのお子さんである_____さんに贈与するものです。

続きまして、売買について1件説明します。番号4、譲渡人、村上市鶴渡路____番地、____、譲受人、胎内市高畑____番地____、____、土地の表示、鶴渡路字アラヤ____、現況地目、____、地積____平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価としまして_____円、10アール当たりに直しますと_____円です。

続いて、場所の説明をします。番号2の場所です。4ページから6ページまで、番号2の場所を説明します。4ページをごらんください。村上地区の柏尾地内です。図面を縦に国道345号とJR羽越本線が走っております。左側の海岸には柏尾海水浴場があり、そこから東へ400メートルほど山合いに入ったところ、黒く太い線で囲まれた土地が申請地、上から____番、____番、____番があります。

5ページをごらんください。図面中央、国道345号から300メートルほど入った畑団地の中に申請地____番があります。また、図面中央を流れる大川付近に申請地____番と____番があり、林道柏尾猿沢線沿いに申請地____番____があります。

6ページをごらんください。同じく柏尾地内で、図面中央にあるのが申請地____番です。近くには市立上海府小学校があります。

続いて、番号3について説明します。7ページをごらんください。朝日地区下新保地内で県道高根村上線から北へ200メートルほど行ったところ、図面中央の太い線で囲まれた土地、5筆が申請地で、上段左から____番、____番、____番、____番、下段に行きまして____番があります。

続いて、番号4の図面について説明します。8ページをごらんください。朝日地区鶴渡路地内で図面中央を北へ国道7号線が走っております。国道から西へ100メートルほど入ったところ、図面中央に太い線で囲まれた土地が申請地____番です。近くには立川ファームなどがあります。

以上で場所の説明を終わります。

説明した4件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料9ページのほうをごらんください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

番号1番、申請人、村上市坂町____番地____、____、土地の表示、坂町字大道端____番____、地目、____、地積____平米、転用の目的、共同住宅建築用地、農地区分につきましては第3種農地、備考といたしまして、申請者は申請地周辺に共同住宅を所有しており、今回経営規模の拡大を図るため、新たに共同住宅2棟を建設するために転用の申請をするものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでおります。転用の内容ですが、共同住宅2棟、建築面積____平米と____平米の共同住宅2棟を建てられる予定でございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。ページめくって10ページのほうをごらんください。地図右側、縦に国道7号線が通っております。地図中央には県道坂町停車場線が通っておりまして、今回の申請場所は国道7号線と県道坂町停車場線のちょうど中間あたり、地図中央付近、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、報告をお願いいたします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。それでは、議案第2号、番号1番の現地調査の報告をいたします。

9月11日、荒川支所で8時30分から委員2名、推進委員3名で、事務局、小川次長、相場主任から事前説明を打ち合わせ、その後、土地家屋調査士の____さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。この地域は第1種住居地域で、周辺は宅地になっています。以前、平成28年の5月20日に現申請の奥の____さん所有の土地で、永久転用の申請で共同住宅を建築しています。今回は、そこから公道のほうの休耕田を永久転用して共同住宅を建築するものです。周囲には農地はございませ

ん。敷地内の雨水は側溝に流しまして、生活排水は市の下水道を利用しますので、委員全員、許可相当の意見ですので、委員皆様の慎重な審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明のあった件について質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特段ご異議がないようでありますので、議案第2号、許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料11ページのほうをごらんください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1番、譲渡人、村上市飯岡__番地、____、譲受人、村上市飯岡__番地、____、土地の表示、飯岡字下屋敷__番__、地目、台帳__、現況__、地積__平米、転用の目的は通路拡幅をするための住宅敷地の拡張でございます。契約等については、売買による所有権の移転です。対価は____円、10アールあたりに換算いたしますと____円となります。農地区分につきましては第2種農地、備考といたしまして、申請者は申請地の隣地で生活しているが、前面道路からの乗り入れ口の道幅が狭く、車の乗り入れや冬場の除雪に支障を来していたことから、乗り入れ口を拡幅するため、転用の申請をするものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、転用は住宅敷地を拡張するもので、拡張に係る面積が現在の住宅敷地の面積の2分の1を超えるものではございません。

続きまして、番号2番、譲渡人、村上市布部__番地、____、譲受人、新発田市富塚町__丁目__番__号、____、____、土地の表示、布部字天王__番__、地目、台帳、現況とも__、地積__平米、転用の目的は駐車場用地ということで既存施設の拡張でございます。契約等につきましては、売買による所有権の移転で、対価は____円、10アールあたりに換算いたしますと____円となります。こちらの農地区分につきましては第1種農地、備考といたしまして、申請者は申請地の隣地で養鶏業を営んでおり、敷地内で直売所を併設しているが、これまでは直売所の専用駐車場がなく、敷地内の空きスペースを利用してきたが、防疫等の観点から専用の駐車場を設置するため、転用の申請をするものです。なお、転用は既存施設を拡張するもので、拡張に係る面積が既存施設の面積の2分の1を超えるものではございませんということです。

続きまして、ページめくって12ページをごらんください。番号3番、譲渡人、村上市勝木__番地、____、譲受人、村上市勝木__番地、____、土地の表示、勝木字家敷__番__、地目、

台帳、現況とも____、地積____平米、転用の目的は物置建築の用地でございます。契約等については、贈与による所有権の移転です。農地区分は第2種農地、備考といたしましては、申請者は申請地の隣地で生活しているが、自宅敷地が手狭で、物置がなく、屋外で使用するものの保管に苦慮していたことから、新たに物置を設置するため、転用の申請をするものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、申請者の日常生活に必要な施設を集落に接続して設置するものです。こちらの転用の内容は、建築面積____平米、木造平屋建ての物置1棟を建築される予定でございます。

続きまして、番号4番、貸し人、村上市西興屋____番地、____、____、借り人、村上市羽下ヶ淵____番地、____、____、____、土地の表示、西興屋字追片原____番____、地目、台帳、現況とも____、地積____平米ほか3筆、合計4筆で____平米、転用の目的は砂利採取、契約等については賃貸借権の設定で、対価は10アール当たり____円です。農地区分は、農振農用地にある農地でございます。備考といたしまして、こちらの案件につきましては一時転用で、平成30年11月1日から平成32年4月30日までの1年6カ月の設定でございます。

続きまして、番号5番、貸し人、村上市鳥屋____番地____、____、借り人、村上市佐々木____番地____、____、____、____、土地の表示、鳥屋字上セキム____、地目、台帳、現況とも____、地積____平米ほか1筆、合計2筆で____平米、転用の目的は砂利採取、契約等については賃貸借権の設定で、対価は10アール当たり____円となります。農地区分につきましては、農振農用地にある農地です。備考といたしまして、こちら一時転用で、利用期間は許可日から平成32年4月15日までの約1年6カ月を設定されております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。ページめくって14ページのほうごらんください。初めに、番号1番、____さんの場所です。地図中央にあるのが村上市神林地区の飯岡集落になります。地図下段のほう横に百川が流れておりまして、今回の申請場所は百川よりも北側、集落の西の端のほうになりますが、面積が小さい関係で場所の表示がちょっと見づらいかもかもしれませんが、黒く点で打たれているところが今回の申請場所でございます。

続きまして、番号2番、____の場所です。地図下段、横に市道が走っております。地図の右側のほうには、朝日地区の布部集落がありまして、今回の申請場所は布部集落よりも西側、市道沿いのところと、地図中央、ちょっと下段側のところで太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

ページめくっていただきまして16ページ、番号3番、____の申請場所です。地図中央に国道7号線が縦に走っております。地図に描かれているのが山北地区の勝木集落となりまして、今回の申請場所は国道7号線よりも東側、地図右側のほうで、ちょっと中央よりも下段側になりますが、国道7号線に近いところに太く囲まれた小さな四角がありますが、そこが今回の申請場所になります。

続きまして、番号4番、____の申請場所です。地図左側のほうに村上地区の西興屋、

南側のほうに朝日地区の古渡路の集落があります。今回の申請場所は、その西興屋集落と古渡路集落の間、地図中央に太く囲まれた場所が今回の申請場所で、右側のほうから___番___、___番___、___番___、___番___ということで4筆あります。ただ、現況はそれぞれ畦畔抜かれておりまして、1枚のほ場という形になっております。

続きまして、ページめくって18ページ、番号5番、_____の申請場所です。地図中央上部のほうに荒川地区の鳥屋集落があります。今回の申請場所は、その鳥屋集落の南側のほうにありまして、地図中央、太く囲まれた2筆が今回の申請場所で、右側のほうから___、その隣が___の2筆でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、最初に議案の番号1番について報告をお願いします。

14番、板垣委員。

○14番（板垣栄一君） それでは、番号1につきまして私のほうからご報告を申し上げます。

去る9月14日であります。当該案件について午前8時30分より現地において農業委員3名、推進委員5名、事務局より小川次長の計9名で、相手方立ち会いといたしまして_____、譲渡人、譲受人、両者のもと、調査を行いました。譲渡人は、譲受人の本家に当たるということで、家も隣接をいたしております。非常に現場は入り口が狭いところございまして、先ほど事務局のほうからも説明ありましたが、その入り口を1.5メートル広げようというものであります。また、当該農地につきましては、昔は苗代としてどこの家庭にも集落にもあったような形の中で小さな区画として、苗代として使用されていた農地であります。現在は畑でありまして、自家用野菜が作付されておりました。周りは、住宅地に囲まれておりまして、近隣農地に対する影響は少ないものと判断し、許可相当と見てまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いを申し上げます。

以上で報告終わります。

○議長（石山 章君） 次に、番号2番について現地調査の報告をお願いします。

8番、本間委員。

○8番（本間サヨ子君） 8番、本間です。番号2、_____について報告いたします。

9月12日午前8時半に朝日支所2階会議室に農業委員4名、推進委員4名、朝日支所の小池補佐、園部係長に集まっておりました。事前に園部係長より説明を受けてから、布部の_____へ行きました。現場では、_____の_____さん立ち会いのもと、行われました。直売所の駐車場にすることで、砂利敷にするということだそうです。そして、雨水は浸透させるとの話でありました。市道岩沢布部線に面しておりましたが、そこには砂利や土が流れないように整地することとございました。委員全員で許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いをいたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号3番について報告をお願いします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 4番、加藤です。番号3、現地確認したので報告いたします。

今月の11日4時半から山北支所で小川次長、そして支所の村山係長、そして山北の委員4名で、支所で内容の説明を受け、現地を確認いたしました。現地では、_____の立ち会いのもとで行われました。隣家等に囲まれた畑で、現在作付も行われていなく、除草剤の対応で管理されておりました。周囲に影響を及ぼすおそれもなく、委員全員で許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号4番について報告をお願いします。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。番号4について現地調査をまいりましたので報告いたします。

9月12日午前8時半より農業委員4名、推進委員3名、それと事務局より小川次長、それと_____の_____さん立ち会いの上で現地調査を行いました。砂利採取による一時転用でございます。地域住民とトラブルのないようにということで言ってまいりました。農業委員、推進委員ともに何ら問題ないと見てまいりました。皆様の審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（石山 章君） 番号5番について報告をお願いします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第3号、番号5の現地調査をいたしましたので、その報告をいたします。

同日、議案第2号の現地調査を終えてから、_____の_____さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。この周辺は、一時転用で順次砂利採取が行われている地域でありまして、採取した砂利は近くのプラントへ運搬しまして、埋め戻しの土は胎内市下館から運搬されます。運搬車両は、通行には十分注意していますし、随時道路補修も行っております。周囲の農地に影響を及ぼさないということで全員許可相当と判断しましたので、委員皆様の審議をお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号、許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、19ページをごらんください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が1件、賃貸借の設定が18件、所有権移転の売買が2件、合計21件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましてはそれぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市岩沢__番地、____、____、借り人、村上市四日市__番地、____、____、____、土地の表示、大場沢字鳥井田__、地目、____、地積__平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が5年間、新規の設定となりまして、改良区費は貸し人負担となります。

次に、賃借権の設定です。番号2番、貸し人、村上市肴町__番__号、____ほか2名、借り人、村上市泉町__番__号、____、____、____、土地の表示、村上字中道__番__、地目、____、地積__平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が15年間、借賃が10アール当たり__円、新規の設定となりまして、当初5年間は借賃が無償となります。ページ進みまして23ページごらんください。番号19番までが賃貸借の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。番号20番、譲渡人、村上市下鍛冶屋__番地、____、譲受人、村上市下鍛冶屋__番地、____、土地の表示、下鍛冶屋字樋詰__、地目、____、地積__平米、売買による所有権の移転となります。対価が__円です。10アール当たりは約__円となります。

次のページ進みまして番号21番、譲渡人、村上市松沢__番地、____、譲受人、村上市松沢__番地、____、土地の表示、松沢字石名田__、地目、____、地積__平米、売買による所有権の移転となります。対価が__円、10アール当たりは__円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。25ページをごらんください。番号20番の案件です。図面上左側上部縦に国道7号線が走っています。右側上部には下鍛冶屋集落、上鍛冶屋集落があり、その南側に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

ページ進みまして26ページをごらんください。番号21番の案件です。図面上左側縦にJR羽越本線、国道7号線が走っています。その東側に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 議事に参与できない議席番号19番、船山委員、退席をお願いします。

（19番 船山 寛君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号5番から6番につき審議いたしますので、ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、番号5番、6番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号5番、6番、承認することに決定いたしました。

（19番 船山 寛君着席）

○議長（石山 章君） 船山委員、番号5番、6番、承認することに決定いたしました。

それでは、番号5番、6番を除き質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。2番と3番の_____さんのことでちょっと確認したいんですが、_____さん、5年間無償ということで畑を反_____円でお借りするということですが、これたしか俺の記憶によるとお茶でしたか。お茶を養成する期間を5年間まず無償という格好で、その後、葉っぱがとれるようになったら_____円ずつお支払いするという、そういう意味合いの5年間無償ということでよろしいでしょうか。

○事務局次長（小川良和君） 今ほど3番、増田委員からのご質問についてお答えいたします。

葉っぱの育成期間というのものもあるかと思いますが、こちらの案件につきましては今回耕作放棄地再生事業を活用するという形で、その補助事業を使って荒れた農地を再生してお茶畑にするという形になっております。

こちらは、制度上5年間は継続して耕作をするというのがまず1つの条件なのと、この間、その5年間の間に賃料が発生した場合は、それは事業費に回してくださいというふうな流れの中で、これまで_____さん何件か再生事業取り組んでおるんですが、5年間継続して最低限やり続けなければならない期間の部分については、まず作物がとれる状況になるまでの期間というふうな考え方の中で一応無償ということでの設定になっております。ちなみに、1番の_____さんについても再生事業を活用した関係で5年間無償ということで、それについては使用貸借となっております。

_____さんについてはお茶ですので、5年間という期間でなくて、やはりある程度収穫を含めた形ということで15年間の契約というふうな設定をさせていただいております。

○議長（石山 章君） 増田委員、よろしいですか。

○3番（増田嘉美君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにあれでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第4号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について原

案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料27ページのほうをごらんください。議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について。

番号1番、申請人、村上市湯端____番地、____、____、____、土地の表示、南大平字小田沢____番、地目、台帳____、現況採草放牧地、地積____平米のうち____平米ほか1筆、合計2筆で____平米、変更の区分、農用地区域からの除外、変更の目的、山林として整備するため、変更の内容ですが、申請者の南大平畜産基地は、農用地開発公団が新潟県北部畜産基地建設工事により、採草放牧地として整備したものです。当初は、20ヘクタールを畜産基地用地としてきたが、平成26年度に本畜産基地の利用状況から採草地分の8.4ヘクタールと、規模を縮小しました。このことから、放牧地及び環境保全林としてきた11.6ヘクタールを今後山林として整備していくため計画変更するものだという内容となっております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。ページめくって28ページのほうをごらんください。こちらは、神林地区の南大平集落から東のほうに進んでいただいたところにあります南大平ダム湖公園内の地図となります。地図左側下のほうに南大平ダム湖公園がありまして、今回の申請場所はそこのダム公園の隣接地、太く囲まれた場所が今回の申請場所で、囲まれた場所の中に地番を入れておりますが、左側のほうから____番____と、その隣が____番____となります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） これについても現地調査をさせていただいておりますので、報告をお願いします。

14番、板垣委員。

○14番（板垣栄一君） それでは、議案第5号、1番についてご説明を申し上げます。

先ほど現地調査の報告で議案第3号、1番と同じメンバーでその後現地調査をいたしております。今ほど事務局から説明がありましたが、この土地は、年数はちょっと私忘れたんですが、放牧地、採草地として通称畜産団地というような部分で整備されてきたわけでありまして、最初は放牧をして、そこでいい牛を育てるという目的であったわけでありまして、放牧してみましたら、草の質が悪いのか、ちょっと病気みたいなものがあるのかわかりませんが、放牧から明けてくると、放牧に出したときよりもやせて牛が帰ってくるというようなことがありまして、そういった事例はこの地域でもいろいろと、若ブナ高原だとかあたりであります。この大平地区におきましてもそういった何らかの理由があったんだと思いますが、どうも放牧には適さないというようなことがありました。それで、部分的には採草地というようなことで毎年畜産農家の方々が牧草を刈取っては持ち帰り、自分の牛に与えていたという現実があるわけでありまして、畜産農家もだんだんと減ってまいりま

した。もちろんこれは牛の場合であります、豚は放牧、採草というようなことは余りないわけ
ありますけども、和牛、乳牛の方もそうでありますけども、少なくなってきたというようなことで、
特に今申請のあった土地につきましては、ここに平成26年と書いてありますが、私の記憶ではもっ
と以前からのような気がします、先ほどのような理由から山林化してきているという現状がござ
います。それで、山として森林整備のための計画を組むためにも農振地域では非常にうまくない
ということでありまして、今回の申請に至ったというふうにお聞きをいたしております。私どもは、
やむ方なしというふうな判断をしてまいりましたけれども、皆様方の慎重審議よろしくお願いを申
し上げます。

以上であります。

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤ですが、事務局のほうになるかと思いますが、ちょっとお伺いし
たいんですが、この用途区分とか、農用地区分については何番地、何番地、何番地、何番地で
結んだ区域を地域に指定しますよと。そのうち山林とか墓地とか建物は除きますよというような設
計の仕方を恐らくしてあるかと思うんですけども、今回1筆のうちの一部を除外するというような
ことについては事務的に可能なのか。今後こういうことがいっぱい出てくるといいますので、その
辺を、今ここでいくと___の___平米のうち___平米ということの申請になっていますので、
その1筆の一部を除くということ、どんな手続をされているのかということをお伺いして、これは市長
部局のほうの話だからあれだからと思うのですが、その辺の意見出すときに、お伺いしたいんです。

○事務局次長（小川良和君） 今ほど12番、佐藤委員からのご質問についてお答えいたします。

この農振の部分については、市長部局の農林水産課のほうが直接担当なのであれですが、今回の
案件に関しまして内面積ということでしたので、それが可能なかどうかという部分含めて確認は
とりました。制度上的には、その内面積で一部分を除外することは可能だそうです。その手
続上の仕組み的なものを、ちょっとそこまでは正直確認はとっていなかったもので、詳しいところ今
回答できないんですけども、ある程度エリア決めがされて、場所がちゃんと明確であれば、そこか
らこちらは外すよと、こちら入れておくよというふうなことは可能だということではお聞きして
おりました。その程度が今の私の中で答えられる範囲なので、申しわけないですけども、よろしいで
しょうか。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変
更に係る村上市農業委員会の意見はやむを得ない交付するということに決定いたします。

次に、議案第6号 平成31年度農業施策等に関する意見書（案）についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第6号 平成31年度農業施策等に関する意見書（案）について

説明いたします。

平成31年度農業施策等に関する意見書（案）について、別紙のとおり決定するものとする。

別紙をごらんください。皆様からのご意見を募集しまして、農政振興部会で会議を重ねた結果、こういう案となりましたので、説明いたします。

村上市農業施策等に関する意見書（案）。農業を取り巻く情勢は、長引く農産物価格の低迷や生産資材の高騰等が農業経営を圧迫するとともに、担い手の減少、高齢化が進行するなど、農業生産構造の弱体化が進行しています。このため、農業経営の後継者や営農組織、法人における次世代経営者の確保による農業経営の円滑な継承を図るとともに、生かすべき農地、守るべき農地を対象としたほ場整備事業の実施や中間管理事業の積極的な活用等により、担い手へ農地の集積、集約化を加速していく必要があります。

高齢化や人口減少が進行している本市においても地域コミュニティー機能を維持しつつ、多様な地域資源を活用した6次産業化の推進と雇用、所得の創出が必要です。

また、中山間地域の農業生産や生活を脅かしている鳥獣害被害には有効な対策が急務となっています。

村上市農業委員会は、地域農業者の公的代表機関として農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農地等の利用の最適化の推進に当たり村上市に対し以下のとおり農業施策等に関する意見を提出します。つきましては、予算の確保等につきまして特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

1、農業委員会の体制強化について。（1）、平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法に基づき、村上市農業委員会も平成29年8月1日から新体制へ移行しました。これまでの農業委員会の実績を踏まえ、農業委員の役職の活動に見合った報酬額にするよう検討願います。

（2）、県からの要請で、今後農地法に係る事務の権限移譲を受けることとなります。このことから業務の専門性に対応するため、専門的知識を有する職員の配置が必須と考えています。あわせて現事務所は非常に手狭で、非効率であること、相談室の確保が難しい等の課題を解決するため、事務所の支所移転も視野に入れた全庁的な調整を早急にお願います。

2、遊休農地対策について。（1）、農業従事者の高齢化を初め、さまざまな理由により耕作放棄地が年々増加しています。それまで栽培してきた作物にこだわらず、大胆な土地利用の変更等、耕作放棄地の再生利用に向けた補助制度の拡充を講じられたい。

（2）、地域の実情に応じてほ場整備事業の実施等、集積・集約が困難な農地に対する具体的な対策を講じられたい。

3、鳥獣害対策について。（1）、電気柵設置への支援を継続するとともに、既設の電気柵の更新、補修、修理についても助成の対象とすること。また、今後被害の増加が懸念されるイノシシについて調査研究及び対策を講じられたい。

(2)、遊休農地や空き家は有害鳥獣のすみかとなることが懸念されるため、農作物等への被害未然防止のための対策を積極的に進めていただきたい。

(3)、狩猟者の担い手確保のための支援の継続と充実を図りたい。

4、担い手及び新規就農への支援について。(1)、平成31年度から実施される収入保険制度について、制度の仕組みや要件について農業者へ周知を図り、あわせて青色申告や経営管理など、研修制度の充実を図りたい。

(2)、現在村上市が行っている就農支援事業、経営体育成支援事業について、毎年新規に支援を受けられるよう十分な予算の確保をお願いします。

以上が農政振興部会で会議を重ねた結果の案でございます。皆様のご審議をお願いします。

○議長(石山 章君) 農政振興部会長、補足ありますか。

○12番(佐藤健吉君) いや、いいです。

○議長(石山 章君) よろしいですか。

それでは、ただいま説明のあった件について質疑に入ります。ご意見、またご質問。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ご意見ないようでありますので、意見書については以上のように決定いたします。

また、詳細については後ほどあれですか。

○議長(石山 章君) 議案としては以上であります。議案として皆様方から何かありましたら。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、暫時10分間休憩します。

休憩 午前10時00分～午前10時10分

・協議、連絡事項ほか

時に午前10時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成30年9月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員